

各 位

## 開浄水場休止差止め請求訴訟不当判決について

本日の判決について、午後 7 時から自治会長合同第二次水道問題対策委員会を開催し、とりあえずの問題点を整理しました。

第二次水道問題対策委員会 木村

### 不当判決の問題点についてコメント(概要)

- 1 私たち住民は、特権的な権利を求めたわけではなく、これまで 60 年以上にわたり飲み続けた水道—開浄水場の水—を継続して飲み続けることを求めたのである。(たとえば「府営水を飲んでいて、地下水が良いからそれに変えてもらいたい」と主張しているわけではない。) 判決は、これを全く取り違えている。
- 2 歴史的経過のある特殊な水道契約が、全く否定されている。  
昭和 53 年の「覚書」に至るまでの、昭和 51 年三者三様負担の確認、この間の市長と住民の協議、市長の住民への約束、日産との協議（土地の提供など）及び、市水道へ移管に伴う合意書提出や積立金、工事申込書など事務手続きを、特殊な契約の一連のも

のとらえずぶつ切りにし、さらに事実誤認もあり、特殊契約ではないと論じている判決内容である。

- 3 久保田市長の寄附申入れ—日産が、水道用地として寄附—した事実、文書を全く無視している。

歴史的経緯を持つ事実を、市長自身が確認したうえで、給水を継続する住民への責任として日産（株）に、用地提供—寄付—を求めたことについては、一切言及していない。

- 4 水質、経費など変更する合理的理由がないことについて、一切言及していない。

市が変更理由とした、水質、老朽化による経費について、事実でなく、ウソとごまかしであったことを論証したにも関わらず、判決は、一切言及していない。

- 5 水道法の枠内—狭く、限定的に—しか検討されていない判決内容で、2年間の裁判が全く意味のないものになっていると思える。

以上